

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
<p>香美町の地形は、北は日本海、東は豊岡市、南は養父市、西は新温泉町と鳥取県に接しており、総面積は 368.77 km²を有する。内陸部は 1,000m級の中国山地に囲まれ、林野が約 86% を占める。町を南北に縦断する矢田川やその支流沿いに耕地を形成しており、その他は概ね山間地帯となっている。</p> <p>気候は日本海型で、年間を通して多雨多湿。冬季は大陸から季節風が吹き、山間部を中心に積雪が多く、豪雪地帯に指定されている。</p>	
<p>(風水害・洪水：香美町地域防災計画より)</p> <p>風水害の特性と被害の特徴は、近年、梅雨前線の豪雨に伴う災害があり、前線が停滞しているときに、熱帯低気圧が北上し前線が活発化するものほか、線状降水帯が停滞するなど風水害発生の危険性が大きくなる傾向にあり、但馬地域（兵庫県北部地域）で発生する風水害としては、梅雨前線、秋雨前線等の停滞前線による豪雨、雷雲の発達による局地的豪雨、台風による風水害などが考えられている。</p> <p>このうち、但馬地域を襲った過去の風水害でかなり大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は 7 月と 9 月に集中している。</p> <p>特に台風の進行方向に前線があるときは、大雨に対する警戒が必要で令和 5 年の台風 7 号が兵庫県を縦断し、大雨により町内で多数の住宅に甚大な被害をもたらしたことが記憶に新しいものといえる。</p> <p>近年では、河川改修、排水路等の整備の進捗に伴い、大河川の氾濫は減少しているものの、中小河川の増水等による床上、床下浸水をはじめ、保水、遊水機能の低下に伴う洪水や土砂流出などが発生しやすくなる傾向にある。</p>	
<p>(土砂災害：香美町地域防災計画より)</p> <p>土砂災害は、土石流、地すべり、傾斜崩壊に大別できる。山間地では、急峻な山地・丘陵が多く、土砂災害発生の危険性が高い地域である。土石流については、砂防堰堤の整備等が進んでいるものの、谷間まで宅地があり、集中豪雨等による被害発生が考えられる。</p> <p>また、地すべりや山崩れ、がけ崩れなどの斜面崩壊については急斜面の地域が多く、これに豪雨等が加わるとさらに発生しやすく、相当量の土砂や岩石が流出して災害が発生する恐れが大きい。</p>	
<p>(地震：J-SHIS より)</p> <p>国立研究開発法人 防災科学技術研究所の地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年以内に震度 5 強以上の地震が発生する確率は町内一部地域で最大 26～100% と予想されている。</p>	
<p>(雪害：香美町地域防災計画より)</p> <p>その他、風水害のほかに発生する可能性のある自然災害には雪害がある。大雪は冬の季節風によって 1～2 月に集中して山間部に降る。</p>	

(その他)

当町の年齢構成は 65 歳以上の高齢者の占める割合が 42.15% で、高齢化率は高い。

高齢者の中には、一人暮らし及び夫婦のみでともに 65 歳以上の高齢夫婦も多く、風水害等の災害発生時には高齢者対策が重要となる。

さらに、障害者（児）や高齢者、子どもなども含めた災害時要援護者に対する避難支援や保護体制などの確立が大きな課題となる。

町内に建築物（付属家等含む。）は約 20,000 棟あり、香住区にその半数が集中して立地している。また、木造建築物の割合は 91% で、建築物の密集する香住区香住周辺での火災発生時には、被害が大きくなる可能性がある。

主要な交通網は、道路では国道 9 号、178 号、482 号をはじめとして、主要地方道 4 路線、一般県道 17 路線、町道（1 級 22 路線、2 級 44 路線）及び一般町道、農道、林道、臨港道路からなり、主要な道路は、谷底平野などの低地部の浸水危険性がある地域を通る。河川に沿っているために橋梁も多く、山地部を通る道路も多い。豪雨時には土砂災害による閉鎖が発生する可能性がある。

【参考】

香美町内には、土砂災害警戒区域が 660 箇所指定されている。そのほか土石流の発生する恐れがあり、人家などに被害を及ぼす恐れのある渓流（土石流危険渓流）は 196 箇所となっている。地形・地質・過去における発生の事実などから、地すべりの恐れがあると考えられる箇所（地すべり危険箇所）は 45 箇所ある。

急傾斜地崩壊危険箇所は、町内に 419 箇所ある。急傾斜地の高さが 5m 以上、かつ地表面が水平面に対して 30 度以上であり、人家などに被害を及ぼす恐れのある箇所とされている。

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき県が渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受ける恐れのある区域の地形、地質、土地利用状況について基礎調査を実施して、土砂災害のおそれのある区域などを指定している。

- ・急傾斜地の崩壊（町内 419 箇所）

- イ 傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域

- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域

- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50m を超える場合 50m）以内の区域

- ・土石流（町内 196 箇所）

- 土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

- ・地すべり（町内 45 箇所）

- イ 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりする恐れのある区域）

- ロ 地すべり区域下端から地すべり地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は 250m）の範囲内の区域

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 961 人

・小規模事業者数 864 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業の立地状況等)
商工業者	小売業・卸売業	249	226	町内に広く分散している
	製造業	121	105	沿岸部や矢田川・湯舟川沿いに多い
	建設業	140	128	町内に広く分散している
	宿泊業	142	123	沿岸部や鉢伏山麓に多い
	その他	309	282	町内に広く分散している

(洪水：ハザードマップより)

当町の事業所は町内に分散しており、ハザードマップにおける危険地域には、あまり事業所がない状況にある。

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

- ・香美町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・香美町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取り組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・事業者BCP策定指導・助言
- ・兵庫県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・香美町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

さらには、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛星品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らぬ間に個人情報が抜き取られ、システムへのアクセス制限がかけられ身代金を要求される等のケースもあるため、システムにウィルス対策ソフトを導入する、OS・ソフトウェアを最新の状態にしておく、パスワードは長く複雑にして使い回さない等の対策の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害・感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告・共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。
- ・自然災害以外の経営リスク（サイバー攻撃等）に対しての知識の醸成を図り対応できるよう講習会等を開催する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			B C P	事業継続力強化計画
961	864	R7	1 2	1 2
		R8	1 2	1 2
		R9	1 2	1 2
		R10	1 2	1 2
		R11	1 2	1 2

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）
・計画期間は5年とする。

- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
・当会と当町の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当会では、多発する自然災害や事故・感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続に取り組めるよう支援する

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・巡回時に、リスクの高い事業所へ優先的に施策の紹介を実施し助言を行う。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を年2回行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・BCP策定セミナー、サイバーセキュリティセミナーをそれぞれ年1回開催する。
- ・啓発ポスターを商工会事務所、町庁舎内外に掲示する。
- ・BCP策定済みの事業者のうち見直しを行っていない先へ巡回・フォローを行う。
- ・会員事業所へチラシを700部配布する。
- ・新型ウィルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウィルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティーセミナーの開催や、会報・市広報、ホームページ、メールマガジン等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和5年3月に事業継続計画を作成済（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ兵庫県共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として兵庫県共済協同組合と連携し各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 B C P 等取り組み状況の確認
- ・（仮称）香美町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会・当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 7.3 の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・サイバー攻撃を受けたと仮定し、当町との連絡ルートの確認、また近隣商工会へ応援、協力要請訓練を行う。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会の B C P に基づき発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。（S N S 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、香美町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

当会の B C P に基づき下記の通り実施する。

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されたり、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「香美町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

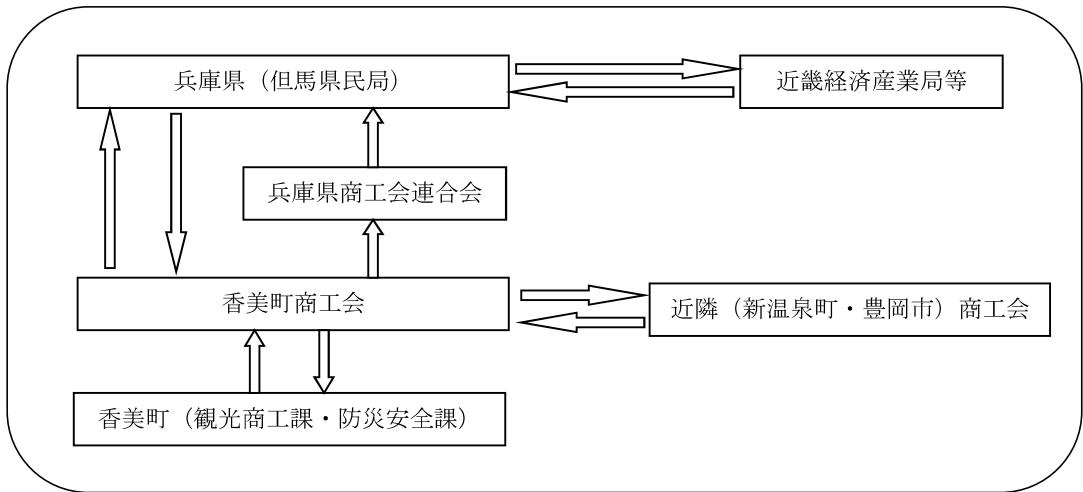
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

被害の実態等の調査　　物的被害 … 被害箇所・被害額・被害の程度・復旧見込み等
 人的被害 … 被災者・被災の状況等

指示命令系統・連絡体制

事務局長指示 → 各職員による担当地域への巡回・電話での情報収集
→ 事務局長集約 → 関係機関へ報告

- ・大規模災害の際には、必要に応じて近隣商工会や兵庫県商工会連合会への応援を要請することができるよう事前に確認しておく。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて、当会又は当町より県（但馬県民局）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当会又は当町より兵庫県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・サイバー攻撃を受けた場合、速やかに専門家を派遣できる体制を構築しておく。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

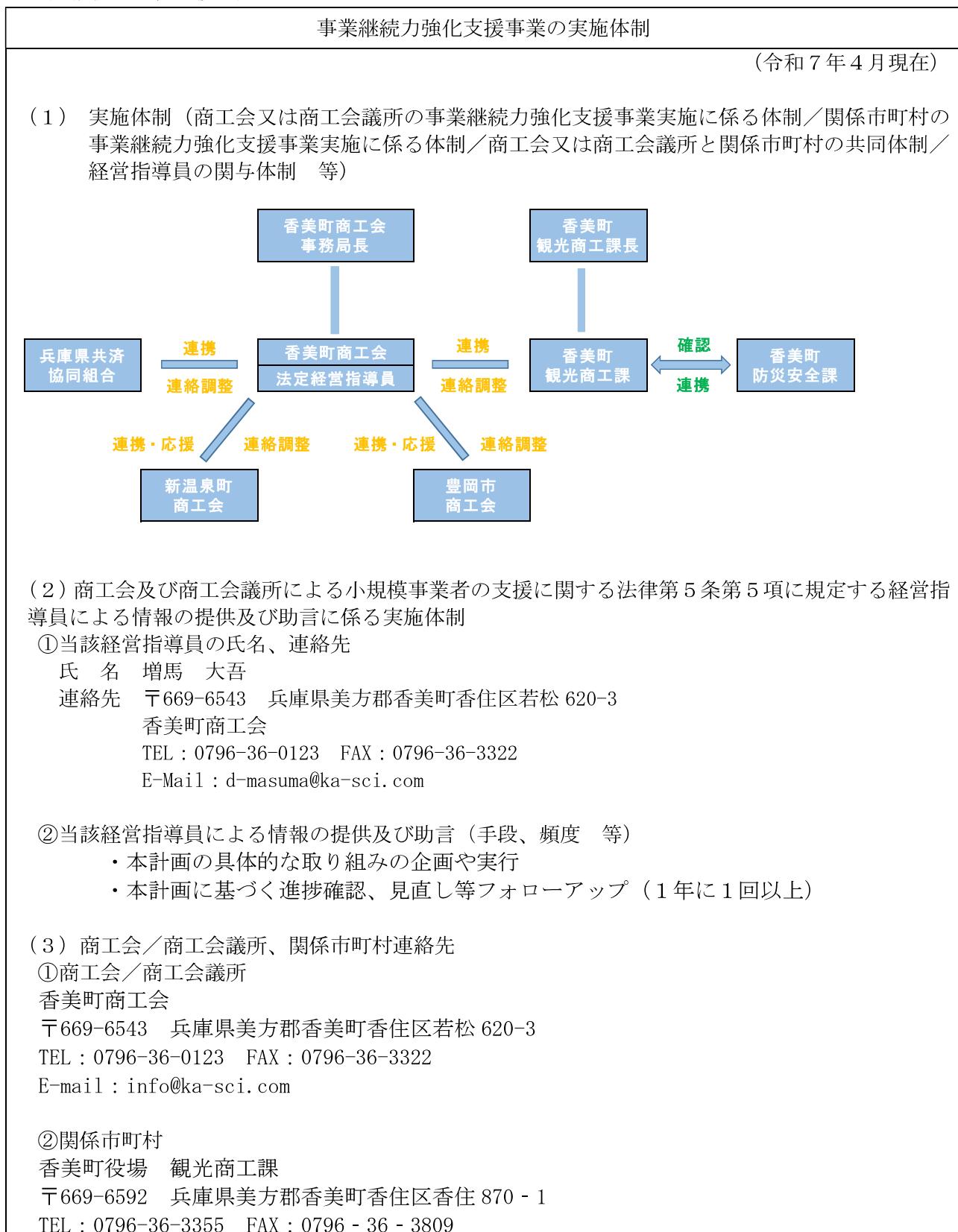
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



E-mail : kankoushoukou-lgwan@town.mikata-kami.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	506	506	506	506	506
・専門家派遣費	252	252	252	252	252
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	214	214	214	214	214
・チラシ等作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入・香美町補助金・兵庫県補助金・事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。